

葬祭組合告示第5号

令和7年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年9月19日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 令和7年10月20日（月）午後3時00分
2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室（2階）

令和7年10月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

令和7年10月20日（月曜日）午後3時00分

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室（2階）

○出席議員（8名）

1番	木崎俊行	佐倉市議会選出
2番	鍋田達子	佐倉市議会選出
3番	平野裕子（議長）	佐倉市議会選出
4番	宮城壮一	四街道市議会選出
5番	坂本弘毅	四街道市議会選出
6番	石山健作	四街道市議会選出
7番	小坂和也	酒々井町議会選出
8番	高崎長雄（副議長）	酒々井町議会選出

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	小坂泰久	酒々井町長
副管理者	西田三十五	佐倉市長
副管理者	鈴木陽介	四街道市長

○議案説明のための出席者職氏名

事務局長	織田勝広
事務局次長	山田伸行
施設整備班長	相京夕起夫
業務運営班長	伊藤正大
総務班班長	河内 暁

会計管理者	赤津武彦	酒々井町会計管理者
-------	------	-----------

○議会事務局出席職員

事務局主査補 中 村 忍

○連絡員

業務運営班主 馬 場 樹 里

総務班主事 湯 浅 翔 太

○会期

令和7年10月20日（月曜日） 1日

○議事日程

令和7年10月20日（月曜日）午後3時00分開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 副議長の選挙
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 議案の上程、質疑、討論、採決
- 日程第7 発議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

- 議案第1号 令和6年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第4号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第5号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について
- 発議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合理議会個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

午後3時15分 開会

- 議長（平野裕子） ただいまの出席議員は8名であります。よって、令和7年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会は成立いたしました。
これより定例会を開会いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（平野裕子） 日程第1、諸般の報告を行います。

初めに、本年4月18日に酒々井町において組合議会議員の改選があり、新たに小坂和也議員、高崎長雄議員が選出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員より例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎議席の指定

- 議長（平野裕子） 日程第2、議席の指定を行います。

今回、新たに組合議員が選出されておりますので、議席を指定いたします。佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会会議規則第4条第2項の規定により、小坂和也議員の議席は7番、高崎長雄議員の議席は8番に指定いたします。

◎副議長の選挙

- 議長（平野裕子） 日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第292条の規定により準用する同法第118条第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平野裕子） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。副議長の指名推選については、議長において指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平野裕子） 異議なしと認めます。

よって、副議長は議長が指名することに決しました。

それでは、副議長に高崎長雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平野裕子） 異議なしと認めます。

ただいま副議長に当選されました高崎長雄議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

それでは、高崎長雄議員より副議長当選のご挨拶をお願いいたします。

- 8番（高崎長雄） 酒々井町議会選出の高崎でございます。議長を支え、葬祭組合議会を円滑に進行することを願ひまして、一生懸命務めさせていただきますので、よろしく願ひします。
 - 議長（平野裕子） ありがとうございます。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平野裕子） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、議席番号6番、石山健作議員及び議席番号7番、小坂和也議員の両名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（平野裕子） 日程第5、会期の決定をいたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平野裕子） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決しました。
-

◎議案の上程

- 議長（平野裕子） 日程第6、議案を上程いたします。
本日は、議案6件でございます。
それでは、上程されている議案について管理者に提案理由の説明を求めます。
- 管理者（小坂泰久） 議長。
- 議長（平野裕子） 小坂管理者。
- 管理者（小坂泰久） それでは、着座にて説明をさせていただきます。ひとつよろしく願ひいたします。

管理者の小坂泰久でございます。本日ここに令和7年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして、心からお礼を申し上げます。

また、令和7年4月に酒々井町選出議員の改選に伴いまして、新たに小坂和也議員、高崎長雄議員がご当選されております。さらに高崎議員におかれましては、副議長に就任されまして、心よりお祝いを申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案5件につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第1号は、令和6年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定を求めるものでございます。以下、決算の概要について申し上げます。

令和6年度の歳入決算額は、3億265万363円で、対前年度比5%の減となっております。歳入の主なものといたしましては、構成団体からの負担金が主な財源となっております。そのほかに施設使用料、

前年度繰越金などでございます。

歳出決算額は、2億7,900万1,144円で、対前年度比6.6%の減となっております。歳出の主なものとしたしましては、施設の管理運営費、人件費などによるものでございます。

これらの歳入歳出の差引残高は、2,364万9,219円でございます。

議案第2号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

議案第3号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。

議案第4号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。心身の故障を原因としました職員の分限処分を適正に行うとともに、対象となる職員の負担を軽減するため、分限休職に関する手続等を改めようとするものでございます。

議案第5号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議についてでございます。千葉県市町村総合事務組合の組織団体である三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団が令和8年3月31日をもって解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止すること及び規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、概要につきまして申し上げます。詳細につきましては、この後、事務局長より説明いたします。

何とぞご審議の上、ご採決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（平野裕子） 続きまして、事務局長から議案の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（織田勝広） 事務局長の織田でございます。議案につきまして補足説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。一部、管理者と重複する点もございますが、ご容赦ください。

まず、議案第1号 令和6年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算を、青いインデックスの「意見書」にあります監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものでございます。

それでは、決算の内容について説明させていただきます。青いインデックスの「決算書」、こちらの7ページ、8ページお開きいただきたいと思います。令和6年度一般会計歳入決算事項別明細書を御覧ください。8ページの左から2列目の収入済額について説明いたします。

1款分担金及び負担金2億911万円につきましては、当組合に対する佐倉市、四街道市、酒々井町からの管理運営負担金でございます。内訳につきましては、備考欄を御覧ください。佐倉市が1億1,315万5,000円で、割合としまして54.11%、四街道市が7,434万円で割合が35.55%、酒々井町が2,161万5,000円で割合が10.34%となっております。

次に、2款使用料及び手数料8,326万7,400円につきましては、さくら斎場内の各施設の使用料や各種諸証明手数料となります。前年度決算と比較しますと、組合内の待合室使用料と式場使用料が減ったものの、組合内及び組合外の火葬場使用料や霊安室使用料が増えたことにより66万円の増額となっております。

なお、使用区分ごとの内訳につきましては、青いインデックスの「説明書」、こちらは主要施策の成果の説明書となっておりますが、こちらの13ページ以降に、令和6年度のさくら斎場使用状況といたしまして令和4年度からの3年分を記載しております。

歳入決算事項別明細書の8ページにお戻りいただきまして、3款財産収入でございますが、こちらの7,384円につきましては、財政調整基金及び施設整備基金の預金利子でございます。

次のページの9ページ、10ページを御覧ください。4款繰入金でございます。こちらは、財源調整のための財政調整基金からの繰入金でございますが、当初予算額300万円に対し、歳入で繰越金が増えたこと、歳出で執行残が発生したことなどにより繰入れを行わなかったため、当初予算の300万円を全額補正しております。

5款繰越金980万円につきましては、前年度（令和5年度）からの繰越金でございます。

6款諸収入46万5,579円につきましては、雑入として備考欄に記載してございますが、売店の電気使用料23万9,307円などの収入でございます。

最下段を御覧ください。歳入合計の収入済額は、3億265万363円でございます。

次のページの11ページ、12ページを御覧ください。ここからは、令和6年度一般会計歳出決算事項別明細書となります。12ページの左側1列目の支出済額について説明いたします。

1款議会費49万2,568円につきましては、議員報酬や会議録データ作成委託料などの議会運営に要した経費でございます。

次に、2款総務費1億726万4,136円につきましては、1項総務管理費と2項監査委員費から成る支出済額となります。内訳としまして、1項総務管理費、1目一般管理費の1節報酬253万7,586円につきましては、会計年度任用職員3名分の報酬でございます。

2節の給料5,105万3,400円、3節の職員手当等3,309万2,413円、4節の共済費1,679万3,432円につきましては、特別職3名と職員12名の人件費でございます。なお、令和6年度の職員12名のうち、前年度に引き続き3名がフルタイム勤務の暫定再任用職員として勤務しており、職員体制に変更はございません。

次のページの13ページ、14ページを御覧ください。10節需用費62万1,509円につきましては、事務用の消耗品費、来客用のお茶に係る食糧費、パソコンOA機器のソフト環境修繕としての修繕料、公用車に係る自動車需用費でございます。

11節役務費75万4,118円につきましては、電話代やインターネット、郵便切手などの通信運搬費や職員の健康診断及び予防接種に係る手数料、公用車の保険料に係る経費でございます。

12節委託料204万2,698円につきましては、複写機保守委託料、財務会計システム構築及びサービス提供業務委託料、例規集データベースシステム構築及びサービス提供業務委託料、給与計算システム保守委託料でございます。

13節使用料及び賃借料9,240円につきましては、給与計算システムに係る機器賃借料でございます。

17節備品購入費17万500円につきましては、会議などで使用する椅子が経年劣化により損耗があった

ため買い換えを行ったものでございます。

18節負担金補助及び交付金、26節公課費につきましては、備考に記載のとおりでございます。

2項監査委員費7万4,765円につきましては、例月出納検査、決算審査等に伴う監査委員2名の報酬及び旅費でございます。

次に、3款事業費1億7,123万7,056円につきましては、さくら斎場の運営に係る経費でございます。内訳につきましては、次のページになります。15ページ、16ページを御覧ください。

10節需用費4,228万500円につきましては、斎場の施設の維持管理に係る消耗品費、光熱水費、修繕料等でございます。

なお、備考欄、光熱水費の3,526万4,425円につきましては、火葬件数が増えたことによる使用量の増加、電気及びガスの単価の値上げ、また、国によるガスや電気の負担軽減支援策であります激変緩和措置が縮小されたことが要因で、前年度と比較いたしますと8.6%、金額にして278万9,000円の増額となりました。

修繕料369万6,619円につきましては、エントランスホール外側自動ドア装置交換修繕、こちらで44万3,520円や非常用発電装置の蓄電池交換修繕41万5,800円など斎場施設の突発的な修繕に係る経費でございまして、修繕の件数は28件ございました。

11節役務費25万7,326円につきましては、建物などの災害共済保険料などでございます。

12節委託料9,977万9,730円につきましては、E S C Oサービス委託、火葬棟管理業務委託、施設維持管理業務委託など、施設の維持管理及び斎場運営に伴う各種業務委託を行ったものです。

なお、委託料の備考欄の下から2項目めの斎場予約システム改修業務委託料67万1,000円につきましては、斎場使用許可申請書の様式の変更、予約時における必須項目の変更、第3告別室使用が午後2時30分火葬でも利用が可能になったことに関連いたします様式等の修正を行ったものでございます。

一番下の項目の非常用発電装置点検整備委託料73万7,000円は、消防法に基づく予防的保全整備として実施したものでございます。

13節使用料及び賃借料39万5,135円につきましては、清掃用具賃借料と放送受信料でございます。

14節工事請負費2,418万3,500円につきましては、例年実施しております火葬炉設備改修工事2,200万円のほか、駐車場等ライン改修工事99万円と外灯ポール等補修塗装工事119万3,500円を行ったものでございます。

17節備品購入費433万8,865円につきましては、施設用備品として掃除機6台、テープ式の印刷機1台、油圧式ドラム缶運搬機1台を購入したものでございます。

また、備考欄に記載しておりますが、霊安庫更新事業といたしまして、遺体保管用の冷蔵庫2体用を2台購入したものでございます。これによりまして、現在ご遺体を10体お預かりすることが可能となりまして、繁忙期における火葬待ちの軽減が図られております。

18節負担金補助及び交付金2,000円ですが、こちら次のページ、17ページ、18ページを御覧ください。一番上ですが、さくら斎場管内の清掃などの維持管理担当者と連絡を取り合うために使用しております無線機5台の電波利用料でございます。

次に、4款諸支出金、1項基金費、1目基金費、4節積立金7,384円につきましては、こちら備考欄に記載してございますが、財政調整基金積立金の預金利子7,170円と施設整備基金積立金の預金利子214円をそれぞれの基金に積み立てたものでございます。

以上、歳出合計といたしましては、最下段に記載してございますが、2億7,900万1,144円でございます。

次のページの19ページを御覧ください。実質収支に関する調書でございます。令和6年度決算における1の歳入総額は、3億265万363円、2の歳出総額は2億7,900万1,144円、3の歳入歳出差引額は2,364万9,219円となり、4の翌年度へ繰り越すべき財源の(1)から(3)までの項目は、それぞれゼロ円のため、3の歳入歳出差引額が5の実質収支額となるものでございます。

また、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定によります基金繰入額につきましては、葬祭組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定により、実質収支額の2分の1を下らない額として1,184万9,219円を財政調整基金に繰り入れるものでございます。

なお、ここでは表記しておりませんが、実質収支額の2,364万9,219円から、この基金繰入額の1,184万9,219円を差し引きました1,180万円が次年度(令和7年度)への繰越金となるものでございます。

最後に、20ページ、財産に関する調書を御覧ください。1の公有財産と2の物品の決算年度中の増減はございませんでした。

3の基金については、令和6年度末現在高として、財政調整基金が8,134万9,416円、施設整備基金が1,073万8,444円となっております。

なお、各事業の詳細につきましては、青いインデックス「説明書」の主要施策の成果の説明書のとおりでございます。

以上が議案第1号の説明となります。

続きまして、議案第2号でございます。

青いインデックス「議案第2号」です。佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。赤いインデックス「資料第2号」を御覧ください。制定の理由につきましては、会計年度任用職員について、地方公務員法に基づき、職員が行うサービスの宣誓の手続について所要の改正をしようとするもの及び事務手続に係る押印の見直しの一環として宣誓書の様式から押印欄を削除しようとするものでございます。

制定の内容につきましては、会計年度任用職員に係るサービスの宣誓について、管理者が格段の定めをすることができるよう規定し、宣誓書の様式から押印欄を削除するものでございます。

次に、青いインデックス「議案第3号」でございます。職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。赤いインデックス「資料第3号」を御覧ください。制定の理由につきましては、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児を行う職員の時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲の拡大等を行おうとするもの及び国家公務員における子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の内容を踏まえ、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向配慮等について規定しようとするものでございます。

制定の内容につきましては、子を養育する職員が請求した場合において、管理者が所定労働時間を超えて勤務させてはならないこととする職員の範囲を拡大するもの、介護を行う職員が請求した場合において、管理者が所定労働時間を超えて勤務させてはならないことを規定するもの、妊娠、出産等について申出をした職員等に対して、仕事と育児との両立に資する制度及び措置の利用に関する意向確認等に関する措置を講じなければならないことを規定するもの、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするための措置を講じなければならないことを規定するもの、部分休業の新たな取得パターン

について規定するものでございます。

3の施行期日ですが、1点、おわびがございます。こちら記載のほうは「令和8年4月1日から施行」となっておりますが、こちらが「公布の日から施行」の誤りでございます。大変恐れ入りますが、訂正のほうをお願いしたいと思います。なお、議案につきましては、誤りのほうはございませんので、「公布の日から施行」となっております。申し訳ございませんでした。

次に、議案第4号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。赤いインデックス「資料第4号」を御覧ください。制定の理由につきましては、心身の故障を原因とした職員の分限処分を適正に行うとともに、対象となる職員の負担を軽減するため、分限休職に関する手続等を改めるものでございます。

制定の内容につきましては、休職の際に診断が必要な医師の数の改正及び文言について所要の整理等を行うものでございます。

次に、議案第5号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議についてでございます。令和8年3月31日をもって三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止すること及び千葉県市町村総合事務組合同規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案理由の補足説明を終わります。

◎質疑、討論、採決

○議長（平野裕子） これより質疑、討論、採決を行います。

質疑に関しましては、再質問は2回までとさせていただきます。

議案第1号 令和6年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

議案第1号について質疑はございませんか。

木崎議員。

○1番（木崎俊行） 議席1番、木崎です。よろしくお願ひいたします。斎場管理運営事業という中を拝見いたしましても、今現在、式場の中で祭壇に当たる部分、輿とか六灯とか四華花であったりとか、その飾り物とか、そういったものは一切保有されていない状況なのでしょうか。

○事務局長（織田勝広） はい、議長。

○議長（平野裕子） 事務局長。

○事務局長（織田勝広） ただいまのご質問についてお答えします。

さくら斎場は、1階と2階に式場がございます。仏式、神式、正宗式、キリスト式の祭壇を、それぞれ用意しております。ご希望によりお貸し出しするものでございます。

○議長（平野裕子） 1番、木崎議員。

○1番（木崎俊行） そういった備品についての修繕は、これ令和6年度の決算ですから、令和6年度の

中ではやられていなくて、きれいなものが残っているかということが心配なのですけれども、備品の状況は、どうでしょうか。

○事務局長（織田勝広） 議長。

○議長（平野裕子） 事務局長。

○事務局長（織田勝広） やはり貸出ししているものなので、業者さんのほうで破損してしまったというようなことが、年に数件ございます。基本的には業者さんのほうで弁償していただくような形を取っておりますが、すぐ使うものなので予備品を用意することで支障のないように運営しております。

○議長（平野裕子） よろしいですか。

○1番（木崎俊行） はい。

○議長（平野裕子） まだありますか。

○1番（木崎俊行） 続けて、では、この中の。

○議長（平野裕子） はい。木崎議員。

○1番（木崎俊行） では、すみません。続けまして、今決算のお話ありましたけれども、ESCO事業についてなのですけれども、この受託されている事業者の名前と伺いますか、所在ですね。私は、四街道や酒々井町や佐倉市のエリアの中での事業者が受託されていることがふさわしいと考えているのですけれども、どこの事業者さんが受託されている形になっているのでしょうか。

○議長（平野裕子） 事務局長。

○事務局長（織田勝広） ちょっと休憩いいですか。

○議長（平野裕子） はい。

暫時休憩いたします。

(午後3時49分)

○議長（平野裕子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時49分)

○事務局長（織田勝広） 議長。

○議長（平野裕子） 事務局長。

○事務局長（織田勝広） ただいまの木崎議員のご質問にお答えします。

まず、事業者なのですが、事業者名は、株式会社アズビルでございまして、会社の本拠地は、東京都千代田区、こちら丸の内でございます。

以上でございます。

○議長（平野裕子） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平野裕子） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案第2号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平野裕子） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案第3号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平野裕子） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案第4号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平野裕子） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について議題といたします。

議案第5号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平野裕子） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎発議案の上程

○議長（平野裕子） 次に、日程第7、発議案の上程を行います。発議案は1件でございます。

坂本議員に提案理由の説明を求めます。

坂本議員。

○5番（坂本弘毅） 発議案の提案をさせていただきます坂本でございます。

提案理由を申し上げます。発議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

関連法律である行政手続における特定の個人を識別するための番号利用法等に関する法律が改正され、新たに項目が新設されたことにより、文言等と条項ずれを整理するものでございます。

以上、提案理由でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

◎質疑、討論、採決

○議長（平野裕子） それでは、発議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

発議案第1号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） 討論なしと認めます。

これより発議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平野裕子） 挙手全員であります。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（平野裕子） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和7年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時53分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 平 野 裕 子

議 員 石 山 健 作

議 員 小 坂 和 也